

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による医師の指定

(令和3年6月1日神奈川県公安委員会告示第3号)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3第2項に規定する医師として次のとおり指定した。

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による医師の指定(平成30年神奈川県公安委員会告示第8号)は、廃止する。

医師の氏名	医療機関 の名称	所在地	診断の対象者の区分	指定年月日	指定期間 満了年月日
日 野 博 昭	特定医療法 人社団鵬友 会横浜ほう ゆう病院	横浜市旭区 金が谷644番 地1	介護保険法(平成9年法律第 123号)第5条の2第1項に規 定する認知症である疑いのあ る者	令和3年 6月1日	令和6年 5月31日
澁 谷 克 彦	同	同	同	同	同
竹 田 礼 子	同	同	同	同	同